

取り壊すことを条件として家屋を取得し、使用することなく、直ちに取り壊した場合の不動産取得税の取り扱いについて

取り壊すことを条件として家屋を取得し、取得後使用することなく、直ちに取り壊した場合には、不動産としてではなく、動産を取得したとみられるときに限り、不動産取得税の課税対象とならないこととされています。

この不課税措置を受けるためには、下記のとおり総合県税事務所に申し立てていただく必要があります。

1 要件

家屋が課税対象とならないのは、次の全ての要件に該当する場合です。

- (1) 取り壊す目的で取得したものであること
- (2) 取得後使用していないこと
- (3) 取得後直ちに取り壊したこと

2 提出書類

上記の要件に該当する場合には、総合県税事務所に次の書類を提出してください。

- ① 家屋を取得後、使用することなく直ちに取り壊した場合の不動産取得税の不課税申立書
- ② 上記のことが確認できる書類

3 申立て期限等

直ちに取り壊すことが要件となっていることから、課税時（取得後、概ね5～6ヶ月後）には、解体が完了していることが必要です。

また、申立ては、原則、納期限までに行うことが必要です。

ただし、止むを得ない事情により解体の着手や完了が遅れ、納期限までに申立てできない場合は、期限内に申立てできないことについて、事前に県税事務所に相談願います。

4 お申立て及びお問合せ先

お申立先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電 話 番 号	076-444-4505 076-444-4629
郵 便 番 号	930-8548
住 所	富山市舟橋北町1-11(富山総合庁舎1階)
窓 口 取 扱 時 間	月曜日から金曜日の8:30~17:15 (国民の祝日・休日及び年末年始を除く)

(令和3年3月現在)

富山県総合県税事務所長 殿

(申立者)

住 所

氏 名

家屋を取得後、使用することなく直ちに取り壊した場合の
不動産取得税の不課税申立書

1 申立ての内容

以下の家屋は、取得後使用することなく、直ちに取り壊したものであるので、
不動産取得税を課税しないよう関係書類を添えて申し立てます。

(解体家屋の内容)

・取 得 日 令和 年 月 日

・家屋の所在地 _____

・家屋番号・種類・面積

家屋番号： 種類： 面積： m²

・解体工事の契約日 令和 年 月 日

※解体工事を家屋の新築・増築と合わせて契約している場合は、その契約日

・解体完了日 令和 年 月 日

・滅失登記受付日 令和 年 月 日

2 添付書類(取得後使用することなく、直ちに取り壊したことが確認できる書類)

書類の例示

(1) 解体した家屋の閉鎖登記事項証明書(写) [登記が完了していない場合は、解体証明書]

(2) 解体工事の契約書(写)

※解体工事を家屋の新築・増築と合わせて契約している場合は、その契約書(写)

(3) 解体工事及び解体後に新築する家屋の工程表(写)

(4) その他、取得後使用することなく、直ちに取り壊したことが確認できる書類(跡地利用計画等)

《総合県税事務所記入欄》

(提出書類・現地等確認の内容)